

## 群馬県土砂災害警戒情報の発表基準の変更について

土砂災害警戒情報の発表基準を見直すとともに、令和8年5月29日から新たに運用を開始するレベル4土砂災害危険警報の基準として運用します。

群馬県と前橋地方気象台が共同で発表している土砂災害警戒情報の発表基準について、近年の降雨や災害発生状況のデータ等を踏まえ、下記のとおり変更します。見直し後の基準については、令和8年5月29日から運用を開始する新たな防災気象情報において、レベル4土砂災害危険警報の基準として運用します。<sup>※1</sup>

この基準変更により、より適切な情報発表が可能となり、市町村の防災活動や住民の自主避難を効果的に支援することが期待されます。

なお、気象庁が提供する土砂キキクル<sup>※2</sup>についても、新たな基準が反映されたものとなりますので、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

### 記

1 基準変更日時

令和8年5月28日13時<sup>※1</sup>

2 基準変更する市町村

群馬県内の全市町村

(レベル4土砂災害危険警報の発表対象外である、伊勢崎市・館林市・玉村町・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町は除く)

※1 新たな防災気象情報の正式な運用開始日は29日ですが、28日の基準変更時刻以降はレベル4土砂災害危険警報という名称で発表します。

基準等詳細 (気象庁 HP)

[https://www.jma.go.jp/jma/ki\\_shou/known/ki\\_jun\\_new/gumma.html](https://www.jma.go.jp/jma/ki_shou/known/ki_jun_new/gumma.html)

※2 土砂キキクル (気象庁 HP)

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land/>

本件に関する問い合わせ先

群馬県 県土整備部砂防課 (電話 027-226-3637)

前橋地方気象台 土砂災害気象官 (電話 027-896-1220)